

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は「安心、安全、高品質な良いものづくり」を事業活動の基本とし、それによって社会やお客様の発展に寄与することを目指しております。その実現には、経営環境の変化にも迅速に対応できる経営システムの維持・改善と経営監督機能の透明性・公正性が不可欠であると考えているため、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1－2－4】議決権の電子行使、招集通知の英訳

当社は、現在、議決権電子行使およびプラットフォームの環境を構築しておりませんが、議決権電子行使の環境を整える方向で検討を行ってまいります。また株主総会招集通知の英訳については、今後実施の有無を含めて検討を行ってまいります。

【補充原則4－2－1】業績連動報酬、自社株報酬の割合

当社は、経営陣の報酬については、現在、中長期業績と連動する制度や自社株報酬制度は導入しておりませんが、今後、業績連動型の報酬の導入について検討してまいります。

【補充原則4－10－1】指名・報酬の諮問委員会への独立社外取締役の関与

当社は、指名・報酬などの重要な事項に関する検討にあたり、取締役会の公正性と客観性を確保するため、独立社外取締役の適切な関与について、今後、関与のあり方も含めて検討してまいります。

【補充原則4－11－3】取締役会全体の実効性について分析・評価結果の概要

当社は、2014年度まで、取締役会の実効性の評価を実施してませんでしたが、2015年度から分析・評価を行い、結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1－4】いわゆる政策保有株式

(上場株式の政策保有に関する方針について)

当社は、取引先企業との関係維持・強化など当社の持続的な成長、企業価値の向上に繋がると判断する場合には、上場株式を取得、保有する方針としております。その上で、保有株式について、リターンとリスクを踏まえた定量面および将来の展望も踏まえた定性面の両面から保有継続の是非を定期的に見直すこととしております。

(政策保有株式に関する議決権の行使について)

当社は、保有する株式の議決権の行使にあたっては、当該企業の中長期的な企業価値の向上、株主還元の向上に繋がるかなどを総合的に判断して、適切に行使することとしております。

【原則1－7】関連当事者間の取引

当社は、会社法、取締役会規定および安藤ハザマグループコンプライアンス規定類に基づき、取締役が競業取引ならびに利益相反取引(主要株主との取引を含む)。以下同じ)を行おうとする場合には、事前に取締役会で承認を受けることとしております。また、会社間との競業取引、利益相反取引に関する重要な事項に関しては、取締役会で承認・報告することとしております。

監査役は「監査役監査基準」に則り競業取引、利益相反取引に関し、必要な監査を行っております。

なお、当社グループは、毎期末に、全役員を対象に関連当事者間取引の調査を実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認する体制を整えております。

【原則3－1】情報開示の充実

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念、行動規範、環境方針、品質方針を定め、当社ホームページで公表しております。また2015年5月に「中期経営計画(2016.3期～2018.3期)」を策定・公表しております。詳細は、当社ホームページをご参照ください。

企業理念、行動規範 <http://www.ad-hzm.co.jp/corporate/philosophy.html>

環境方針、品質方針 <http://www.ad-hzm.co.jp/csr/envrepo.html>

中期経営計画 http://www.ad-hzm.co.jp/ir/pdf/pre/irnews/ir_20150513_2.pdf

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬は、会社業績、職責等を総合的に勘案して役位毎に報酬テーブルを設け、取締役報酬は株主総会で決議した報酬総額の範囲内で取締役会において決定しております。

なお、今後につきましては、業績連動型の報酬の導入についても検討を進めてまいります。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役候補の指名は、能力、知識、経験のバランスにより的確かつ迅速な意思決定ができるよう、コンプライアンス意識が高いこと、および個人としての人望を有することを考慮し、適材適所の観点から会長、社長、人事担当取締役が検討し、取締役会へ提案、決議して

おります。

監査役候補の指名は、当社事業分野に関する知識、財務の知見および企業経営に関する多様な視点を有することを考慮し、取締役会に対し有益な助言・提言を行える人材を会長、社長、人事担当取締役が検討し、監査役会の意見を聴取、同意を得たうえ、取締役会へ提案、決議しております。

なお、本年から社外取締役が選任されましたので、今後については、社外取締役の意見も聴取のうえ、候補者の指名を進めてまいります。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補は、株主総会参考書類に略歴を開示しております。

社外取締役・社外監査役候補については、株主総会参考書類に略歴および選任理由を開示しております。

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲

当社は、取締役・取締役会を意思決定機能および業務執行監督機能として、経営会議、執行役員および執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、法令ならびに定款に定める事項の他、「職務権限規定」「決裁規定」により業務執行ラインの権限と責任を定めております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役の選任については、会社法が定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に基づいております。

【補充原則4-11-1】 取締役会のバランス・多様性、取締役の選任に関する方針・手続

当社の取締役会は、主たる事業である土木・建築事業と管理部門に精通し、それぞれに必要な知識・経験・能力を充分に有する取締役並びに長年他社において経営に携わり、豊富な経験と見識を有する複数の独立社外取締役で構成され、定款において取締役の員数を12名以内と定めています。また、知識・経験・能力のバランスおよび多様性ならびに規模は、取締役会全体として当社の持続的な成長と企業価値向上に資するよう配慮しております。

取締役の選任に関する方針、手続については、【原則3-1】 情報開示の充実(4)に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2】 取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合の兼任状況

社外取締役および社外監査役が、当社以外の会社の役員を兼任する場合、当社の職務に必要な時間を確保できる合理的な範囲に限ります。また社外取締役・社外監査役の兼任状況は、独立役員届出書、事業報告書や株主総会参考書類などに記載しております。

【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニング

取締役は、就任時に経営者に必要な洞察力、知識および素養の習得、役割の理解を目的として社外セミナーに参加しております。

監査役は、日本監査役協会に所属し、同協会の主催する財務会計、内部統制に係る専門的な知識習得を目的としたセミナーに参加しております。

社外取締役・社外監査役は、担当役員からの事業説明や、拠点訪問等により、建設業に対する理解を深める機会を得ております。

また、全取締役・監査役に対し、経営者に必要な知識の習得、意識の向上を目的として、専門家を招いたトレーニングを適宜実施しております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針

(1)建設的な対話が実現するよう目配りを行う経営陣または取締役の指定

当社は、個人株主に関しては管理本部長、機関投資家に関しては社長室長を対応責任者としております。

(2)部門等の有機的な連携のための方策

当社は、個人株主に関しては管理本部総務部を、機関投資家に関しては社長室CSR推進部を対話の窓口としておりますが、必要に応じて管理本部財務部、社長室経営企画部等とも連携して対話に必要な経営情報等を共有し、会社としての統一見解をもって対話を実行しております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社は、年2回決算説明会を開催している他、必要に応じてスマートミーティング、電話会議や現場見学会等を実施しております。

(4)取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

当社は、株主との対話における質問や意見等を整理・分析のうえ関連部門と共有化し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

当社は、株主との対話において未公開情報の受領・伝達等を行わないよう、関連諸規定を制定して遵守させるとともに、インサイダー取引防止に関する社内講習会を適宜実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	31,044,260	16.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,519,200	5.68
安藤ハザマグループ取引先持株会	6,552,150	3.54
株式会社みずほ銀行	6,476,630	3.50
CBLDN RE FUND 116-CLIENT AC	4,717,700	2.55
資産管理サービス信託銀行株式会社	4,453,200	2.40
JP MORGAN CHASE BANK 380634	3,945,300	2.13
安藤ハザマグループ従業員持株会	3,002,158	1.62
朝日生命保険相互会社	2,616,490	1.41
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,404,700	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

1. 【大株主の状況】は、平成27年9月30日現在の株主名簿の記載に基づいて記載しております。
2. 上記の割合(%)は、自己株式(302,994株)を含めて算出しております。
3. 上記の所有株式数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社については、信託業務に係る株式数を把握しておりません。
4. 平成27年6月1日付で公衆の縦覧に供されております大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、平成27年5月25日現在で次のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては平成27年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名／保有株券等の数／株券等保有割合]
三菱UFJ信託銀行株式会社／5,834,800株／3.15%
三菱UFJ投信株式会社／341,600株／0.18%
国際投信投資顧問株式会社／1,517,600株／0.82%
合計／7,694,000株／4.15%
5. 平成27年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者が、平成27年8月14日現在で次のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては平成27年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名／保有株券等の数／株券等保有割合]
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社／12,198,900株／6.59%
ジャー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク／32,147株／0.02%
ジャー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー／443,147株／0.24%
ジャー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション／296,100株／0.16%
合計／12,970,294株／7.00%
6. 平成27年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者が、平成27年8月14日現在で次のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては平成27年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名／保有株券等の数／株券等保有割合]
三井住友信託銀行株式会社／6,254,440株／3.38%
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社／362,500株／0.20%
日興アセットマネジメント株式会社／5,485,700株／2.96%
合計／12,102,640株／6.53%
7. 平成27年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者が、平成27年8月14日現在で次のとおり株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては平成27年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、株主名簿に基づいて記載しております。
[提出者および共同保有者名／保有株券等の数／株券等保有割合]
株式会社みずほ銀行／6,476,630株／3.50%
みずほ証券株式会社／767,300株／0.41%
みずほ信託銀行株式会社／5,280,100株／2.85%
合計／12,524,030株／6.76%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
藤田謙	他の会社の出身者									△	
池田章子	他の会社の出身者									○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田謙	○	藤田謙氏は、当社の取引先である朝日生命保険相互会社の最高顧問で、同社は当社の発行済株式数の約1.4%を保有しており、同社からの建設工事受注額(平成27年3月期)は当社連結売上高の約0.2%です。	藤田謙氏は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業を行う企業において、長年経営に携わり、豊富な経験と見識等を有しております。取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
池田章子	○	池田章子氏は、当社の取引先であるブルドックソース株式会社の代表取締役社長で、同社は当社の発行済株式数の0.1%未満を保有しており、同社からの建設工事受注額(平成27年3月期)はありません。	池田章子氏は、当社の主たる事業である建設事業とは異なる事業を行う企業において、長年経営に携わり、豊富な経験と見識等を有しております。取締役の職務を中立的かつ客観的に遂行し、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化等に貢献すると判断し、社外取締役に選任するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できるた

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、会計監査人と監査方針、監査計画、監査報告および監査実施状況等について、適宜意見交換・情報交換を行い、連携して監査の実効性を高めております。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための「監査業務の品質管理のシステム」について、報告を受けております。

なお、会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であり、平成26年度における当社の同監査法人に対する報酬の内容は、以下のとおりです。

- 1) 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額 84,820千円
- 2) 上記以外の業務に基づく報酬 2,520千円

・監査役は、内部監査部門である監査部と協議および意見交換を行い、監査を効率的に実施できるよう、緊密な連携を保持しております。また、監査部は、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を会長、社長、取締役会および監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大貴裕仁	弁護士													
上村成生	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大貴裕仁	○	—	大貴裕仁氏は、弁護士として培われた専門的な知識と長年の経験等を有し、監査役の職務を公平かつ公正に遂行すると判断するため社外監査役に選任しております。また同氏は社外監査役になること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門性と長年企業法務の実務に携わった経験

			からも監査役の職務を遂行し、同氏の経験から一般株主と利益相反が生じるに恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。
上村成生	○	—	上村成生氏は、現在は税理士ですが、長年、国税業務に携わりその経験を通じて培われた専門的な知識と経験等を有し、監査役の職務を公平かつ公正に遂行すると判断するため社外監査役に選任しています。また同氏は、直接的に企業経営に関与した経験はありませんが、その知識や経験が監査役の職務を遂行するうえで有益で、同氏の経験から一般株主と利益相反が生じるに恐れがないと判断できるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株式報酬型および通常型のストックオプションを付与しております。(現在、新たな付与は実施しておりません。)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役(執行役員を含む)に対して、平成20年度、21年度、22年度および23年度の計4回、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

また、従業員(上級幹部のみを対象)に対して、平成20年度と21年度の計2回、通常型ストックオプションを付与しております。
(現在、新たな付与は実施しておりません。)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・有価証券報告書、決算短信、事業報告において、全取締役の総額を開示しております。

・平成26年度の全取締役の報酬総額は188,335千円、全監査役の報酬総額は35,899千円(うち社外監査役の報酬総額は14,389千円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会および監査役会には、兼務の事務局員を配置している。

取締役会事務局は、社外取締役、社外監査役に対して、取締役会議案に関する情報を提供するとともに、社外取締役が必要とする情報を適宜提供します。

関係部門は、社外取締役、社外監査役に対して、必要に応じて、事前に議案の説明などを行います。

監査役会事務局は、社外監査役を含めた監査役会運営の支援を行います。

会社は、社外監査役も含めた監査役が取締役会、そのほか重要な会議に出席し、情報を入手、共有できるような仕組みを確保しております。

会議に出席しない社外監査役に対しては、出席したほかの監査役などから報告、説明を行うほか、関係資料の閲覧に応じております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレートガバナンス強化のため、「取締役、取締役会」を「意思決定機能および業務執行の監督機能」として、「経営会議、執行役員および執行役員会」を「業務執行機能」として明確に分離しております。具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 取締役

取締役の経営責任を一層明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を構築できるよう、任期を1年としております。また、業務執行する取締役と業務執行を行わない取締役に区分されており、役位は、役付取締役を設けず、代表取締役と取締役の区分のみとしております。非業務執行取締役は、損害賠償責任を限定する契約を会社と締結しており、賠償責任限度額は法令が定める額としております。

(2) 取締役会

取締役会は、当報告書の提出日現在12名(社外取締役2名を含み、うち1名は女性社外取締役)で、業務執行取締役と非業務執行取締役で構成されております。非業務執行取締役である社外取締役は、その経験と見識等に基づき、経営の監督、および経営への助言等の役割を担っております。取締役会は、毎月開催されて経営に関する重要な事項の意思決定および業務執行状況の監督等を行っております。

(3) 経営会議

経営戦略等の政策審議・計画進捗のチェック・立案機能の多角化および強化をはかるべく、経営会議を毎月開催しております。

(4) 執行役員制度

執行役員の人数は、当報告書の提出日現在38名です(取締役兼務者10名を含む)。役位を「会長」「社長」「副社長」「専務執行役員」「常務執行役員」「執行役員」の6区分とし、担当業務に対する責任を明確にするとともに、執行体制の機動性・柔軟性を高めるため、任期を1年としております。

また、担当業務については取締役会にて決議して「権限」と「責任」を明確にし、担当業務の業績結果を反映する報酬制度としております。

(5) 執行役員会

執行役員制度により、合議機関の効率化と業務執行機能の強化をはかるとともに、執行ラインへの経営情報の正確かつ迅速な伝達、部門間の情報の共有化をはかるべく、執行役員会を毎月開催しております。

(6) 監査役(会)制度

監査役会は、当報告書の提出日現在、4名(非常勤の社外監査役2名を含む)で構成されております。各監査役(社外監査役を含む)は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、各期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告・説明を受け、重要な書類等を閲覧し、本社および主要な事業所の監査を実施しております。なお、社外監査役は、損害賠償責任を限定する契約を会社と締結しており、賠償責任限度額は法令が定める額としております。

(7) 各種委員会

コンプライアンスに関する事項の審議・諮問機関であるコンプライアンス推進委員会、安全衛生管理に関する事項の審議・諮問機関である中央安全衛生委員会など、経営の合理化に資するための各種委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会による取締役の監督と監査役による取締役の監査などが、現状でも十分機能しているうえ、社外取締役の選任により、経営監督機能の透明性、公正性が高まるなど、更なるコーポレートガバナンス強化がはかられると考え、取締役会、監査役制度の機関設計を継続採用しております。

ただし企業価値を継続的に高め、ステークホルダーの皆様の要請に応えていくためには、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実と、環境の変化に応じた定期的な体制の見直しは不可欠であると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、18日前に発送しましたが、本総会より、株式会社東京証券取引所および当社ホームページに株主総会招集通知を先行して掲載することにしまして、早期の情報提供に努めています。
その他	・株主総会の招集通知をホームページに掲載しております。 ・株主総会のビジュアル化を実施しております。事業報告の内容をグラフ・写真を用いてスライド化し、わかりやすさ、伝わりやすさの向上を図っております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算および第2四半期決算発表時に説明会を毎回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主向け報告書(第2四半期・期末)、ファクトブック、アニユアルレポートなどを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	CSR推進部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役職員が職務遂行上遵守すべき基本ルールとして「安藤ハザマグループ行動規範」を制定し、ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・CSR活動・コンプライアンス活動を推進するとともに、企業イメージ向上のための情報発信を行うため、CSR推進部を設置しております。 ・当社の企業活動全般をCSRの観点からご紹介するため、「CSR報告書」を発行するとともに、ホームページにCSRに関するコンテンツを設けております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」について、平成18年5月15日の取締役会で決定し、平成27年5月1日付で以下のとおり改定しております。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社及びその子会社(以下、「グループ会社」といい、「当社及びその子会社」を併せて「当社グループ」という)は、それぞれ取締役会を設置し、それぞれの取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う。また当社グループの監査役は、それぞれの取締役の職務執行を監査する。
- (2)当社グループの取締役は、「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき、法令の遵守、企業倫理の徹底を率先して行うとともに、それぞれの従業員がこれを実行するよう指導・監督する。
- (3)当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。
 - (a)意思決定機関として当社に「コンプライアンス推進委員会」、当社グループの各社に推進部門を設置する。
 - (b)当社は、事業本部毎及び支店毎にその責任者・担当者を任命する。
 - (c)グループ会社は、その責任者・担当者を任命する。
- (d)当社は、事業年度ごとの当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を策定し、上記計画に基づいて当社グループの役職員の教育・研修を実施する。
- (4)当社グループの取締役は、それぞれの会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見したときは、直ちにそれぞれの監査役会(監査役会が設置されていないグループ会社については、監査役)及び取締役会に報告する。
- (5)当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の社長、取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
- (6)当社グループは、コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決するため、内部通報制度を整備し、外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録(取締役会・経営会議等)・決裁書類等の取締役の職務執行に係る重要な情報(電子データを含む)については、「文書管理規定」「情報システムセキュリティ規定」「機密情報管理規定」に基づき、所管部署が適切かつ確実に保存・管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、品質・安全・環境・災害・コンプライアンス・情報・財務等、想定される様々なリスクに対応するため、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスク発生の未然防止・再発防止を図る。
- (2)当社は、不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応基本規定」「事業継続計画」及び「緊急事態対応マニュアル」等に基づいて迅速かつ的確に対応し、損害の拡大防止と極小化を図る。
- (3)当社は、外部環境の変化に対応するため、リスク管理に関する全社体制(方針・規定・組織・仕組み等)について、関係部門を中心に検討し整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役・取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、経営会議、執行役員及び執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、「職務権限規定」「決裁規定」により業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
- (2)当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、経営会議において、経営政策及び重要な業務執行事項等を審議し、取締役会審議の活性化・効率化を図る。
- (3)当社は、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた「中期経営計画」及び事業年度ごとの数値計画・事業方針により、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向けて具体策を立案・実行し、進捗状況を管理する。

5. 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループは、コンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。
 - (a)「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき法令を遵守し、企業倫理を徹底する。
 - (b)事業年度ごとに策定された当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を実行し、上記計画に基づいて教育・研修を実施する。
 - (2)当社は、適正な営業活動を確保するための手続き、及び協力会社との公正かつ透明な取引への対応のための手続きを定める。
 - (3)当社は、「職務権限規定」「決裁規定」に基づき、業務執行の責任と権限を明確にするとともに、執行役員等は、業務執行の状況を取締役会または経営会議へ報告する。
 - (4)当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
 - (5)当社グループの従業員がコンプライアンスに関する問題の発生を把握したときは、内部通報制度に基づき、外部の法律事務所を含む窓口へ相談・通報する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社の「決裁規定」及び「関係会社管理規定」に基づき、当社は、グループ会社ごとに当社の担当部門を定めるとともに、当社の従業員をグループ会社の取締役・監査役の一部として派遣し、事業運営を指導・支援・管理する。
また年度事業計画やグループ会社が行為主体となる事項のうち当社の「決裁規定」に定められた重要な事項について、グループ会社は、当社の取締役会及び経営会議等の決議を得、報告を行う。
- (2)当社の監査役及び内部監査部門は、グループ会社の監査を実施し、その状況を確認する。
- (3)当社グループは、内部通報制度として外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置し、当社グループの取締役・監査役・従業員その他の者が利用することができる。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社の監査役から要請があった場合、その監査役の職務を補助するために当社に監査役会事務局を設置し、スタッフを配置する。
- (2)当社の監査役は、スタッフの独立性の確保に留意して、人選・勤務体制・待遇・権限等について決定し、当社の取締役・取締役会に対してその決定を確保するよう要請することができる。

8. 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1)当社の取締役及び従業員は、会社の経営に影響を与える重要な事項が発生したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
- (2)当社の監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に隨時報告するとともに、当社の会計監査人、取締役、内部監査部門等の従業員その他

の者から報告を受けたときは、当社の監査役会に報告する。

- (3)当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会その他の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる。また、「コンプライアンス推進委員会」に委員として出席し、コンプライアンスの推進状況等について報告を受ける。
- (4)当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換等により相互の意思疎通を図る。
- (5)当社の監査役及び監査役会は、当社の取締役及び従業員等と相互の意思疎通を図り、また当社の内部監査部門や会計監査人と連携して、効率的な監査を実施する。

9. 子会社の取締役・監査役・業務を執行する社員から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1)グループ会社の取締役・監査役・従業員から会社の経営に影響を与える重要な事項等に関する報告を受けた者は、当社の担当部門に報告を行い、担当部門は当社の監査役または監査役会に報告を行う。
- (2)前号の報告を行った者は、当該報告をしたことを理由に一切の不利益な取扱いを受けない。また当社の推進部門は、報告を受けた者が不利益な取扱いを受けていないか、監視、監督を行う。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役及び監査役会の職務の執行上必要と認める費用を負担する。

11. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価基準を定め、当社の内部監査部門が、グループ会社ごとに、当社グループの財務報告に与える影響を法令及び関連基準に基づき評価し、会計監査人と協議を経て、評価範囲を決定し、当社グループの内部統制の有効性を評価する。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正措置をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」(平成27年5月1日改定)の第12項で、以下のとおりとしております。

- (1)当社グループは、「安藤ハザマグループ行動規範」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶を徹底する。
- (2)当社は、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、不当要求に対する社内体制等を整備するとともに、警察・弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。
- (3)当社は、工事下請負契約約款に反社会的勢力排除条項を定める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特に記載事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 当社では、金融商品市場の公正性と健全性に資することを目的として、重要な会社情報を利害関係者(ステークホルダー)へ迅速、正確、公平に開示するための社内規則「会社情報の適時開示に関する内規」を制定し、周知徹底しております。
- 情報開示責任者(社長室長)は、適時開示に該当すると思われる事項を管理部門を通じて報告されるほか、重要な会社情報が生じた場合は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に基づき、「決定事実」は会社が決議・決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で速やかに開示しています。

コーポレートガバナンス体制および内部統制体制

